平成２５年（フ）第４７９号
新潟市中央区東堀通12番町2795番地　メゾン東堀203号
債務者　岡　　俊治
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
長野県東御市和1486番地　ソフィア208号
債務者　清水　　卓
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１６８号
長野県埴科郡坂城町大字中之条1388番地２　アドミラブール103
債務者　南　　健二
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１６９号
長野県上田市住吉2904番地１　サンハイツ大久保A101号
債務者　工藤　佑一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２３８号
三重県鈴鹿市須賀１丁目８番13号　シティハイツ宮城野１－Ｅ
債務者　砂邊　晃未
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９２号
兵庫県姫路市東今宿２丁目７番９号
債務者　志水　時子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４９８号
兵庫県姫路市継268番地14
債務者　田中　拓也
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５０５号
兵庫県姫路市香寺町中寺259番地80、従前の住所岡山県津山市戸脇486番地
債務者　井尾　恵子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２６３号
奈良県大和高田市昭和町８番11―225号　朝日プラザイーストウイング
債務者　青山　祐士
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
鳥取県鳥取市古海1058番地　高草団地35号、旧住所兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目17番17―305号
債務者　谷口　　光
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７３７号
広島市安佐北区亀山南３丁目20番７号
債務者　風呂川孝子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６４号
高知市若草町３番２―213号
債務者　中山　光彦
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６５号
高知市若草町３番２―213号
債務者　中山　悦子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２４号
福岡県久留米市城島町内野320番地13
債務者　浅田　一也
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２４０号
福岡県久留米市田主丸町八幡1125番地１
債務者　堀尾　久枝
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３２５号
宮崎市元宮町２番14号　元宮マンション101号
債務者　前園菜見子（旧姓溝部）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３号
宮崎県日南市大字塚田乙955番地１
債務者　田上　詩織（旧姓東）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係